

6 弥監公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度随時監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 19 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥財第 60 号
令和 7 年 1 月 14 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度財政課随時監査結果報告における監査委員指摘事項に
対する改善等措置及び検討状況の結果について (通知)

随時監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和6年度随時監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

監査結果報告における指摘事項

監査を実施した結果、釣銭を取り扱う他の部署では、会計管理者より公金で釣銭が貸与されている。当直勤務では火葬場使用料の現金の取扱いがあるが、公金で釣銭は用意されておらず、職員の私費で立替え、後日公金で返金がされている。

公金を職員が私費で立替えることは不適切であるため改善されたい。また、「弥富市公金等の適切な取扱い指針」に準拠し、適切に公金の取扱いをされたい。

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課		財政課
原因・理由・背景などの事情説明		本指摘事項は、当直時の火葬場利用許可手続における使用料納付時に釣銭発生が起こりうる箇所釣銭発生時の対応について適切な取扱いの周知がされていなかったことに起因する。
措置の状況	いつ (いつまでに)	①12月19日 ②12月20日
	誰が (どこが)	①②環境課が
	何を (どこを)	①当直時における火葬場使用料の取扱いに関する通知を出した。 ②火葬場の利用に関するホームページを修正した。
	どのように 措置(改善) した(する)	①対応を明らかにし、私費での立替えは認められないことを周知した。 ②火葬場使用料の支払いは現金のみで、おつりが出ないように準備することを明記し、利用者への周知を図った。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	課長以上の職員に対してメールで、課員への周知を依頼した。また、釣銭のないように準備をお願いすることについて、環境課、市民課及び当直など窓口案内を通して利用者へ周知するよう徹底した。

○当直時の火葬場使用料取扱いについて

死亡手続の際、火葬場利用料支払いとして現金を取り扱うことがあります。基本的には手続時におつりが発生しないように当事者（葬儀会社や親族）で準備していただいておりますが、仮におつりが発生した場合は次のような流れで取り扱ってください。

①観光課窓口で両替を依頼（通常の土日の場合）

ただし、常にできるとも限らないので事前に確認をとってから向かってもらうようお願いいたします。

②近くのコンビニ等で現金を工面してもらうよう依頼（年末年始や月曜が祝日、または観光課でも両替ができないような場合）

※利用料は公金なので職員（当直）によるおつりの立て替えは禁じられています。

[再生](#) >

措置②

弥富市火葬場の使用

ページID Y1005534

更新日 令和6年12月20日

施設案内

郵便番号 498-0068

住所 弥富市鍋田町八穂422番地1

電話・ファクス番号 0567-68-1142

開場時間 午前9時から午後5時まで（動物火葬利用は午後3時まで）

休場日 告示した日および1月1日

駐車台数 47台

[令和6年における弥富市火葬場（いつくしみ）の休場日告示（PDF 52.9KB）](#)

[令和7年における弥富市火葬場（いつくしみ）の休場日告示（PDF 69.8KB）](#)

[弥富市火葬場（いつくしみ）パンフレット（PDF 968.8KB）](#)

[弥富市火葬場（いつくしみ）までの経路略地図（PDF 425.9KB）](#)

利用案内

・火葬場を利用される方は、市民生活部環境課まで事前に予約のご連絡をお願いします。24時間、予約の受付が可能です。

・事前予約は選択制となっており下記の火葬場到着時間よりお選びください。

(1) 9時30分 (2) 10時30分 (3) 11時30分 (4) 12時30分

(5) 13時30分 (6) 14時30分 (7) 15時00分

・市民課もしくは支所にて死亡届を提出していただき「死体火葬許可証」・「火葬場利用許可書」を交付させていただきます（交付時間は8時30分から17時15分までです。土日祝日は弥富市役所本庁のみの交付となります。）

・施設の都合により、火葬場の受け入れ人数は20名程度となっております。

・マスクの着用は参列者ご自身の判断を基本とします。ただし、新型コロナウイルス感染症などの流行期に高齢者をはじめ重症化リスクの高い方々が火葬に参列し、混雑した場所にいる場合は、感染から身を守る対策としてマスクの着用が効果的です。

火葬場使用についてのお願い

・火葬炉の故障、異臭の発生、火葬時間が長くなるなどの原因になるおそれがあるため次のものを棺の中に入れてください。

- (1) 爆発の恐れがあるもの (スマートフォン・スプレー缶・ライター・ゴルフボールなど)
- (2) 高熱を発するもの (玩具・装飾品・メガネなどのプラスチック製品)
- (3) 燃えないもの (ビン・缶類・金属類・ゴルフクラブなど)
- (4) 燃えにくいもの (ドライアイス・ゴム・綿・布団・毛布・ぬいぐるみ・本・革製品など)
- (5) 収骨に支障をきたすもの (ガラス製品・ガラス製の数珠など)
- (6) その他 (メロン・スイカなどの大型果物、酒などの液体・悪臭を発生するもの)

※ペースメーカー利用のご遺体については事前予約の際にお知らせください。

弥富市火葬場の使用料について

使用料一覧		
区分	市内利用	市外利用
12歳以上の者 1体につき	6,000円	120,000円
12歳未満の者 1体につき	3,000円	60,000円
死胎 1体につき	1,500円	30,000円
身体の一部 1件につき	1,500円	30,000円
胞衣物及び産汚物 1件につき	1,500円	30,000円
犬猫等 1匹につき	1,000円	20,000円

火葬場利用許可申請時に使用料をお支払いいただきます。**お支払いは現金のみとなるので、おつりが出ないようにご準備ください。**

※市内利用とは

1. 弥富市に住所を有する者（住民票・外国人登録がある）
2. 弥富市の介護保険被保険者で、弥富市外の介護保険施設などに入所していた者（住民票はその施設の住所になっている）
3. 死胎については、その父または母が弥富市に住所を有するとき

4. 身体の一部又は胞衣物及び産汚物について、その利用者が弥富市に住所を有するとき
5. 犬猫等について、その飼育者が弥富市に住所を有するとき

動物の火葬について

死亡動物の火葬は、他の動物と一緒にを行うため、取骨はできませんのであらかじめご了承ください。利用については下記のとおりです。

- (1) 受け入れ時間について 午前9時から午後3時まで（火葬場休場日以外）
 - 事前予約は不要ですが、市民課もしくは支所にて火葬場利用許可書を取得してください。（交付時間は8時30分から17時15分までです。土日祝日は弥富市役所本庁のみの交付となります。）
- (2) 利用料について 一頭につき1,000円（市内利用）または20,000円（市外利用）
- (3) 注意事項 亡くなった動物は、段ボールなどの紙製の入れ物に入れてください。

※発泡スチロールやプラスチック系の材質は使用しないでください。

※首輪、工サの缶詰、大量の花や種などの燃えないものや燃えにくいものは入れないでください。

より良いウェブサイトにするために、ページのご感想をお聞かせください

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

質問：このページの情報はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらともいえない わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

送信

このページに関するお問い合わせ

市民生活部 環境課 環境保全グループ

〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335

電話番号：0567-65-1111（代表） ファクス：0567-67-4011（代表）

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。